



ふらっとカフェ

flat Café

1つのテーマについてじっくり語り合うひととき。

笑顔もあれば沈黙もある。気づきもあれば混乱もある。

「わかった」と「わからない」を行ったり来たりしながら徐々に深まりゆく思考一。

鳥取県人権文化センターの「ふらっとカフェ」は、古いような新しいような、

楽しいような難しいような、対話型の人権学習です。

とり助

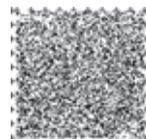


ふらっちょー

鳥取県人権文化センター
人権啓発キャラクター

Uni-Voice

文字情報を音声で読み上げるための「音声コード」です。
スマートフォンをお持ちの方は音声コードリーダーアプリ
[Uni-Voice] (iOS/Android版)、又は [Uni-Voice Blind]
(iOS版のみ) をインストールしてご利用ください。



特集



ふらっとカフェ

flat Café

少人数・1つのテーマでじっくり話す、深める、対話型の人権学習

ふらっとカフェ
とは？

鳥取県人権文化センターが「哲学カフェ[※]」を参考に考案した対話型の人権学習です。親しみを持ってもらえるよう「ふらっとカフェ」と名付けました。

参加者全員で1つのテーマ（問い）についてゆっくりじっくり対話し、学びを深めていきます。知らないことを新たに知る場ではなく、知っている（と思っている）ことや当たり前だと思い込んでいることを改めて問い直す場です。結論を出したり、合意形成したりする必要はありません。「考えること」「探求すること」、その楽しさと難しさを味わいましょう。

※「哲学カフェ」…進行役がいて、テーマを1つ設け、参加者同士で話して聴いて考える場。全国各地で開催されている。

開催パターン

①ふらっと交流スペース等での開催

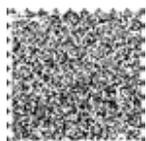
鳥取県人権文化センター主催で、ふらっと交流スペース等を会場にして開催します。

開催のご案内は、当センターメールマガジンの他、鳥取県立人権ひろば21“ふらっと”の窓口チラシを配架します。

②外部での開催（進行役として当センター研究員を派遣）

地域や職場の研修でふらっとカフェの開催を希望される場合、当センターの研究員を進行役として派遣します。事前に打ち合わせを行い、日程や参加人数、テーマ等について確認します。

（参加人数等によってはご希望にそえない場合もあります。予めご了承ください。）





『対話とは、真理を求める会話である。対話とは何かの問いに答えようとして、あるいは、自分の考えが正しいのかどうかを知ろうとして、誰かと話し合い、真理を探求する会話のことである。ただ情報を検索すれば得られる単純な事実ではなく、きちんと検討しなければ得られない真理を得たいときに、人は対話をする。それは、自分を変えようとしている人が取り組むコミュニケーションである。』

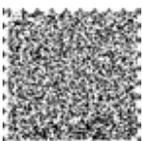
(河野哲也『人は語り続けるとき、考えていない 対話と思考の哲学』岩波書店 (2019年)p.2)

「対話」を生み出すために大切にしたいことを以下のとおりまとめました。
様々な話し合いの場でお役立てください。

対話のために

- その場にいる人の関係はあくまでも個人対個人であること。所属や肩書きに縛られることなく、また、「〇〇だから」と相手にレッテルを貼るのでもなく、**対等な個人として**その場にしよう。
- 「誰かがそう言っていた」「こんな時にはこう言うのが正解だ」ではなく、**自分の体験や実感、価値観を基に、自分の言葉で語り、聴き、考え**よう。自分が歩んできた人生は、他に変わることはできない自分だけのものなのだから。
- 他者との対立を見ないようにする、あるいは避けようとするのではなく、**差異や対立を大切に**しよう。そして、自分の考えと同じか違うかという二分法を避け、また、「勝ち負け」にとらわれるのでもなく、新しい理解や発展へと向かっていこう。
- 「わかったふり」「納得したふり」をしなくてもいい。**質問すること、疑問を投げかけることを大切に**しよう。また、誰の質問や疑問にも、できるだけ答えよう、皆で考えようとしてみよう。
- 自分や他者の**意見が途中で変わる可能性に対して、常にオープン**でしよう。“変化”は“気づき”が得られたからこそ。
また、以前の対話で「あんなことを言っていたから私と同じ意見のはずだ」あるいは「違うはずだ」というような先入観はすてよう。

中島義道『「思いやり」という暴力 哲学のない社会をつくるもの』PHP研究所 (2016年)
pp.152-154を参考に、鳥取県人権文化センターが作成)



地域や職場等の人権啓発にお役立てください！

鳥取県人権文化センター作成 **人権学習資料**と**人権学習教材**

人権学習資料



インターネットと人権

ポスター (B2判) 3種類、リーフレット (A3判2つ折り)

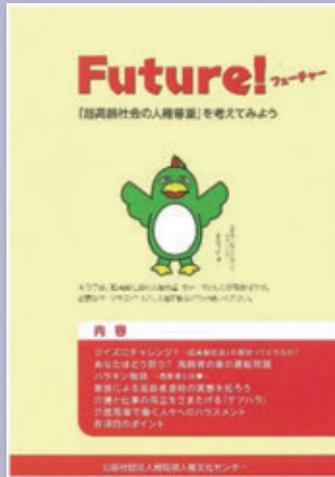


A4判冊子。必要なページをコピーして配布資料やワークシートとしてお使いいただけます。

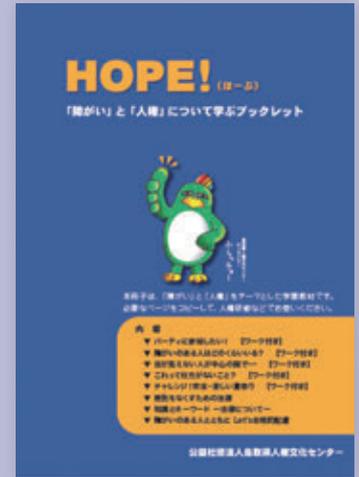
人権学習教材



くりえいと
ハラスメントと人権



Future!
「超高齢社会の人権尊重」
を考えてみよう



HOPE!
「障がい」と「人権」について
学ぶブックレット

R3年度作成

人権学習資料

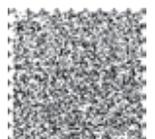
バイアス、ミナオス? (B5判12ページ)

人の考えや判断に歪みや偏りをもたらす「バイアス」について楽しく学ぶ冊子です。

人権学習教材

リリーフ ～災害と人権 誰一人取り残さないための心の安心ノート～ (A4判16ページ)

災害時に“誰一人取り残さない”地域をつくるために、知っておきたい、考えておきたいポイントが満載です!



インターネットによる誹謗中傷は絶対にやめましょう！

～あなたが偏見や差別、誹謗中傷等の加害者や被害者にならないために～

デジタル社会が進展する中、インターネット上の誹謗中傷など、デジタル社会の負の側面が拡大しています。鳥取県では、令和3年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正しインターネットを通じた行為を含むあらゆる事由を理由とする差別行為を禁止する規定を設けました。

また、この条例に差別行為を受けた方に対する相談支援体制等セーフティネットの充実を規定し、人権相談窓口（県内3か所設置）を通じて、寄り添った支援を行うとともに、インターネット掲示板等での誹謗中傷等に係るネットサーベイランス（※1）及びネットモニタリング（※2）を実施しています。

※1 インターネット掲示板等における新型コロナウイルス感染者等に対する差別的な書き込みをモニタリングにより発見・保存し、その後削除されたとしても、裁判で必要な場合には保存している書き込みを提供するもの。

※2 インターネット掲示板等におけるあらゆる差別的な書き込みをモニタリングにより発見し、削除依頼を行うもの。

インターネットによる人権侵害をなくしましょう

インターネット上のSNSや掲示板等で人を傷つける中傷や侮辱、ヘイトスピーチなど差別的な言動、プライバシー情報の無断掲示など人権侵害となる書き込み事案が発生しています。

他人の人格や尊厳を傷つけるこのような行為は絶対にしないようにしましょう。

◆いったん書込むと削除が困難です。

インターネット上のサイトでは、書き込んだ本人でも容易に消せない掲示板などもあります。また、コピー等が容易なため、拡散が早いという特徴があります。一旦拡散すると削除が困難になり、人権侵害に当たる場合、被害が深刻なものとなります。書き込む前によく考えましょう。

◆正しい知識と差別を許さない心が大事です。

インターネット上では、発信が容易な反面、根拠のない情報や、誤った情報も氾濫しています。

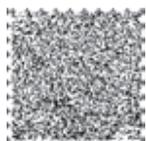
インターネット上の情報をうのみにせず、正しく適切な判断ができる知識を持つことが大切です。そのためには、研修会に参加する等により継続的な学習を進めることが大切です。

また、インターネットは匿名性が高いため、書き込みが過激になりがちです。人権侵害にあたる書き込みや根拠のない情報に対しては、雰囲気にならず、適切に対応できる知識と差別を許さない心構えを持って利用しましょう。

誹謗中傷は、民事上や刑事上の責任を問われる可能性があります

たとえ匿名の投稿であっても、技術的に投稿の発信者を特定することができるため、SNSや掲示板等で誹謗中傷を投稿したり拡散をした場合には、民事上や刑事上の責任を問われる可能性があります。

- （例）・ SNS上に飲食店を名指しして、店の従業員が新型コロナウイルスに感染したとのデマを流したとして、名誉棄損の疑いで書類送検
- ・ SNS上に実在する会社名を挙げた上で、「県内で初めて確認された感染者の勤務先らしい」との書き込みをし、名誉棄損容疑で書類送検
- ・ SNS上に個人経営の店舗名と場所を記載した上で、「店員の家族がコロナに感染している」とウソを書き込み、偽計業務妨害と名誉棄損の疑いで逮捕



もし、あなたが誹謗中傷や差別的発言を受けたら…

インターネット上で言い争ってしまうと、さらに悪化する可能性があります。まずは冷静に次のような対処を検討しましょう。

(1) ミュートやブロック機能などを活用することにより、深く傷つく前に相手との距離を置く（見えなくする）

(2) 誹謗中傷等の書き込みの削除依頼

①自分自身で掲示板運営者等に削除を依頼する方法、②弁護士に相談する方法、③法務局に相談する方法等があります。ここでは①の方法をご紹介します。

〈自分で削除依頼をする方法〉

- 1 削除依頼等のルールの確認
SNS、掲示板等の多くに削除依頼や不適切な書き込みの報告のルールが定められていますので、まずはそれを確認します。
- 2 削除依頼フォームへの入力
「爆サイ」であれば、不適切な書き込みがなされているスレッド最下部付近の「削除依頼」をクリックし、表示される削除依頼フォームへ入力します。
「2ちゃんねる」、「5ちゃんねる」で、個人を特定して誹謗中傷が書き込まれた場合は「削除要請（重点削除対象）」の削除依頼フォームへ、不特定多数に対する攻撃的な書き込みは「差別、蔑視削除専用スレッド」へ入力します。

※鳥取地方法務局や鳥取県人権相談窓口では削除依頼の方法等を助言します。

(3) 人権相談窓口等に相談

インターネット上の誹謗中傷の書き込みによりお困りの場合は、一人で悩まずに、お気軽に人権相談窓口にご相談ください。相談内容をお聴きし、関係機関と連携して支援します。

〈鳥取県の人権相談窓口〉

- 【東部】 県庁人権局 (電話) 0857-26-7677 (ファクシミリ) 0857-26-8138
【中部】 中部総合事務所県民福祉局 (電話) 0858-23-3270 (ファクシミリ) 0858-23-3425
【西部】 西部総合事務所県民福祉局 (電話) 0859-31-9649 (ファクシミリ) 0859-31-9639
受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・12/29～1/3を除く)

〈相談方法〉

- ◆電話相談：電話で相談員が対応します。
- ◆面接相談：予約制です。事前に電話かファクシミリでご連絡ください。
- ◆ファクシミリ：相談申込の受付専用です。相談申込受付後は個別に対応します。
- ◆電子メール相談：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp (24時間受付)

※電子メールでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〈国・団体等相談窓口等〉

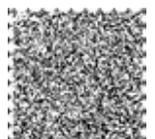
- ・鳥取地方法務局 (電話) 0857-22-2475
- ・法務省インターネット人権相談受付窓口
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- ・一般社団法人セーファーインターネット協会 誹謗中傷ホットライン
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>



問合せ先

鳥取県総務部人権・同和対策課

TEL 0857-26-7590 FAX 0857-26-8138



ふらっと おすすめDVD



インターネット

いわれなき誹謗中傷との闘い
スマイリーキクチと考えるインターネットにおける人権

(上映時間：20分)

インターネットを使った誹謗中傷は、人の命をも奪う大きな人権問題です。この作品は、20年以上にわたってデマや誹謗中傷と闘ってきたタレントのスマイリーキクチさんの実例をもとに、ネットの誹謗中傷の現実と対策等について考えます。



ハラスメント

ハラスメント対峙(退治)・心の視野をひろげて

(上映時間：27分)

ハラスメントを回避する術とはどのようなものか、コミュニケーションに着目して考えます。この教材では、コミュニケーションのあり方を“心の視野を広げる”と呼び、さまざまな事例をもとに、働く場でハラスメントを生まないため、また、対峙(退治)するためのヒントを紹介します。

● 本・DVDの貸出冊数、期間

| | 本 | | DVD | |
|----|-----|-----|-----|-----|
| | 冊数 | 期間 | 冊数 | 期間 |
| 個人 | 10冊 | 2週間 | 2本 | 2週間 |
| 団体 | 50冊 | 4週間 | | |

● 駐車場について

ふれあい会館駐車場が満車の場合は、日本海新聞本社ビル駐車場をご利用ください。利用時間に応じて駐車場の無料サービス券をお渡しします。必ず駐車券をご提示ください。

【開館時間】 9時～17時

【休館日】 祝日、年末年始、
県民ふれあい会館の休館日

【TEL】 0857-27-2010 【FAX】 0857-21-1714

【E-mail】 furatto@tottori-jinken.org

公式アカウント
はじめました♪

● 図書・DVDを探す

● ご案内

- ・新着図書、DVD
- ・展示
- ・イベント情報

● お問い合わせ

- ・交流スペースのご利用
- ・資料の予約・貸出

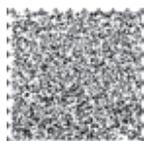
友だち登録
してね!

ID : @909szxqr

今後の情報誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関するご意見・ご感想をお寄せください。



とっとり人権情報誌



公益社団法人鳥取県人権文化センター

発行

〒680-0846 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター2階

【TEL】 0857-21-1712 【人権相談専用TEL】 0857-21-1713

【FAX】 0857-21-1714 【E-mail】 t-jinken@tottori-jinken.org

【HP】 <https://tottori-jinken.org>